

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年5月31日
【会社名】	株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド
【英訳名】	Samantha Thavasa Japan Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米田 幸正
【本店の所在の場所】	東京都港区三田一丁目4番1号
【電話番号】	03-6400-5524
【事務連絡者氏名】	管理統括本部長 杵本 直司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田一丁目4番1号
【電話番号】	03-6400-5524
【事務連絡者氏名】	管理統括本部長 杵本 直司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2023年4月14日開催の当社取締役会において、第三者割当の方法によりA種種類株式を発行することについて決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、2023年4月14日付で臨時報告書を提出しておりますが、2023年5月30日開催の当社定時株主総会にて、()A種種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更、()A種種類株式の発行、()資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えること(以下「本資本金等の額の減少」といいます。)並びに()本資本金等の額の減少により増加したその他資本剰余金の一部で繰越利益剰余金の欠損を填補することに係る議案の承認が得られましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(14) 第三者割当の場合の特記事項

発行条件に関する事項

(15) その他

3【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

(14) 第三者割当の場合の特記事項

発行条件に関する事項

(a) 払込金額の算定根拠

(訂正前)

(前略)

A種種類株式の払込金額は、赤坂国際会計が算定した株式価値のレンジの範囲内となっており、当社としては、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価値のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考え、A種種類株式発行については、本定時株主総会において会社法第199条第1項、第2項及び第3項並びに第309条第2項第5号に基づく特別決議によるご承認をいただくことを条件としております。

(訂正後)

(前略)

A種種類株式の払込金額は、赤坂国際会計が算定した株式価値のレンジの範囲内となっており、当社としては、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価値のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考え、A種種類株式発行については、本定時株主総会において会社法第199条第1項、第2項及び第3項並びに第309条第2項第5号に基づく特別決議によるご承認をいただくことを条件としてありましたが、本定時株主総会において議案の承認を得ております。

(15) その他

(訂正前)

(前略)

割当予定先による本第三者割当に係る払込みは、本定時株主総会において、本定款変更、本第三者割当、本資本金等の額の減少及び本資本金等の額の減少により増加したその他資本剰余金の一部で繰越利益剰余金の欠損を填補することに係る議案の承認が得られることを条件としています。

(訂正後)

(前略)

割当予定先による本第三者割当に係る払込みは、本定時株主総会において、本定款変更、本第三者割当、本資本金等の額の減少及び本資本金等の額の減少により増加したその他資本剰余金の一部で繰越利益剰余金の欠損を填補することに係る議案の承認が得られることを条件としてありましたが、本定時株主総会において、本定款変更、本第三者割当、本資本金等の額の減少及び本資本金等の額の減少により増加したその他資本剰余金の一部で繰越利益剰余金の欠損を填補することに係る議案の承認を得ております。

以上